

卒業論文

スポーツ選手の移籍制度と代理人

104-417 樋川 朋也

はじめに

私はスポーツの中でも特にサッカーが好きである。応援している特定のクラブがある。そのクラブにおいて何が大事かといえばまず選手である。選手がいなければ話にならない。

選手は毎シーズン新しく入ってきたりすることもある、よそのクラブへ移籍したりもする。場合によってはシーズン中にも出入りがある。

私の応援しているクラブでも当然のように移籍が行われているが、新しい選手が入ってくるとき、慣れ親しんだ応援してきた選手がよそのクラブへ、場合によっては海外のクラブへ移ってしまうとき、一体どんな動きが起こっているのかが気になった。

また、その選手とクラブの間を巧みに橋渡しする代理人という存在にも興味を持ち、調べ、その中でさまざまな選手とクラブに関する問題を探し、制度の不備や隙間を突いた移籍の手法について考えた。

目次

1. はじめに	(2 頁)
2. 移籍金と移籍制度	(4 頁)
(1)移籍金	
(2)移籍係数	
(3)制度の違いを利用した移籍	
(4)移籍制度の変更、国際基準に統一	
(5)レンタル移籍	
3. 代理人	(7 頁)
(1)サッカー選手の代理人	
(2)代理人の仕事	
(3)代理人問題	
4. 日本とアジア地域の選手の移籍	(8 頁)
(1)「アジア枠」と韓国 K リーグのドラフト制度	
(2)中東地域の進出	
5. ヨーロッパの移籍ルールの大革命とその結果	(11 頁)
(1) ボスマン判決(裁定もしくはルール)	
(2)ボスマン判決以後のアフリカ	
(3)プレミアバブル	
(4)選手を盗んだ『窃盗罪』でチェルシーに重い処分	
(5)青田買いをする者と警鐘を鳴らす者	
(6)日本人も青田買いの対象?	
6. ブラジルの悪質な移籍の手口 - ウルグアイアン・トライアングル	(15 頁)
(1)ウルグアイアン・トライアングルができた経緯	
(2)ウルグアイアン・トライアングル	
7. 最後に	(17 頁)

2. 移籍金と移籍制度

(1)移籍金

移籍金とは、プロスポーツ選手が所属クラブとの契約期間中に所属クラブを変更（移籍）するにあたり、新しい移籍先から元の所属クラブに対して支払う金銭のことである。選手が契約期間中に所属クラブを移籍するので、違約金と同じものである。なお、契約期間外の移籍や、戦力外通告された選手が移籍しても、移籍金は発生しない。特にサッカーでよく耳にする言葉である。日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）では、選手の保有権を完全に譲渡する際に年齢に応じて契約金に移籍係数の数字をかけた金額を移籍先チームから元所属クラブに対して支払うことになっている。海外リーグではこのような面倒な計算はない。選手個人にクラブが値段をつけ、交渉を行う。したがって、若くても才能豊かな選手が破格の移籍金で移籍することもあれば、絶対に移籍してほしくない選手には所属クラブが（移籍金 200 億など）法外な移籍金をかけることもある。

日本の移籍金

Jリーグ内では、移籍金は「移籍元クラブが放出した選手への補償金」という意味合いが強い。Jリーグ内での移籍は規約により契約満了後 30 ヶ月は移籍金が請求できる。そのためか、Jリーグに所属する選手は 1 年や 2 年などの短期契約が非常に多いといわれる。

海外の移籍金

海外では、移籍金は「選手とクラブの契約違約金」という意味合いが強い。海外への移籍の際、移籍金が必要なのは移籍元クラブとの契約期間中に限られる。移籍元クラブとの契約が切れた状態だと移籍金支払いの必要無く移籍ができる。従って、有力選手は長期高額契約を結ぶことが多い。

(2)移籍係数

移籍金の金額は、平均基本報酬に以下の移籍係数を乗じた額となる。

移籍金=平均基本報酬×移籍係数 平均基本報酬

平均基本報酬= (X+Y+Z) ÷ 3

X：移籍元クラブにおける今期の基本報酬（年額）

Y：移籍元クラブが申し出た来期の基本報酬（年額）

Z：移籍先クラブが申し出た来期の基本報酬（年額）

移籍係数 0 の対象年齢の扱いについて

2001 年度までは移籍係数 0（即ち移籍金がかからない）の選手の対象は満年齢 33 歳以上の選手が対象だった。ところがベテラン選手の活躍の機会を出来るだけ増やそうという観点から、2002 年度より段階的に 1 歳ずつ引き下げ、2004 年度からはその対象を満年齢 30 歳以上の選手を対象とすることとなった。

(3)制度の違いを利用した移籍

2005年1月、中田浩二は、元日本代表監督のフィリップ・トルシエが監督をしているフランス1部リーグのオリンピック・マルセイユの練習に参加する。マルセイユ側は中田の獲得を打診するが、提示された移籍金が低額だったため、鹿島側は中田の移籍を認めなかった。同時期、中田との契約切れが迫っていた鹿島は来季以降の契約更新を申し出るが、中田本人は海外移籍を希望していたため断り続ける。その後、契約切れとなりフリーの立場で同年1月26日にマルセイユに移籍した。所属クラブの意向を無視した移籍ゆえに円満移籍とはならなかった。

JFAの移籍ルールに庇護される国内クラブへの移籍であれば、間違いなく数億円の移籍金が付いたはずだが、契約期限切れが迫っていた中田の獲得に対してマルセイユ側が鹿島に提示した移籍金はわずか3000万円程度だった。しかし、マルセイユ側から言わせれば「3000万円も出してやった」ということになる。

(4)移籍制度の変更、国際基準に統一

2009年6月19日、日本サッカー協会の理事会で、選手の登録と移籍についての基本規定を改正して、FIFA(国際サッカー連盟)の規約にあわせる改正案を承認した。これに伴い、Jリーグで契約満了となった選手を対象としてきた移籍金ルールが撤廃される。また、選手は契約満了の6ヶ月前から他チームとの契約締結が可能となる。

Jリーグの多くの選手は1月末まで契約を結んでおり、新ルールに則ると、8月1日から他クラブとの契約が可能となる。しかし、2009年シーズンは移行期間として、新ルールは10月1日から施行され、それまでに現在所属するチームが優先して交渉に当たれる。

今回の改正を巡っては、特に厳しい運営状況にある地方クラブなどが、育ててきた選手がただで流出してしまうことになるために反発し、現行のルールにもメリットはあると訴えていた。しかしFIFAが日本サッカー協会に対して、選手の自由を奪うとして独自ルールの修正を勧告していた。また、選手協会も国際基準に合わせるべきだと求めていた。

トレーニング費用(育成補償金)

このルールの導入によって、新たに23歳未満の選手の移籍にはトレーニング費用(育成補償金)がかかることとなった。これは23歳未満の選手が移籍金ゼロで移籍する際に、新所属クラブから旧所属クラブに支払いが義務づけられている費用である。12歳から21歳までに所属したクラブに支払われ選手育成費用の代償の意味合いがある。各国協会およびリーグが独自に定めることが可能で、アジアの4カ国(日本、韓国、イラン、オーストラリア)に移籍する場合は所属年数1年につき約400万円、イングランドやスペイン、イタリアなどの欧州主要国へは約1200万円、欧州の中堅国へは約800万円と定められている。

これに、在籍年数を掛け算したものが、トレーニング費用として算出される。

(5) レンタル移籍

レンタル移籍は、プロスポーツにおいて、選手が現在所属しているチームとの契約を保持したまま、期間を定めて他のチームへ移籍する制度である。期限付き移籍、リース移籍とも呼ばれる。ちなみに、選手の期限付き移籍に関して「レンタル」と表現するのは日本国内のみで、正しい英語表現はローン(loan deal)である。レンタル移籍では、通常の移籍(完全移籍)にしばしば見られる移籍金が発生しない代わりに、移籍先のチームから移籍元のチームに対してレンタル料を支払う、または選手報酬の支払いを肩代わりするという形態が一般的である。

移籍先チームの立場では、高額な移籍金を支払うリスクを避けつつ戦力を補充できるという利点がある。ただし、あくまで選手は移籍元チームとの契約を維持しているため、仮に選手が活躍して名声を上げた場合でも移籍先チームの潜在的財産とはならない。選手の立場では、現在のチームで恒常的な出場機会が得られない場合などに、自分の能力を発揮できるチームが現れやすいという利点がある。また移籍先チームと選手の双方にとって、レンタル移籍は一種の「試行期間」であり、レンタル移籍先のチームでの活躍が認められて、後に完全移籍する選手も多い(元日本代表の戸田和幸や山口素弘など)。移籍元チームの立場では、出場機会を与えづらい若手選手に試合経験を積ませる、チームの戦術にフィットしない選手が(完全)移籍先を見つけるきっかけになる、などの利点がある。

日本サッカー協会のレンタル制度

日本サッカー協会ではJリーグおよびJFL(旧JFL含む)所属のプロサッカー選手について、レンタル移籍制度を定めている。期限付き移籍が正式な用語であるが、一般にはレンタル移籍という用語が通用する。

レンタル移籍の場合、まず移籍元クラブ、移籍先クラブ、および選手の3者が合意に基づいて期限付き移籍契約を結ぶ。この際、移籍金は「移籍元クラブと移籍先クラブの合意による」と規定されているが、慣例としては発生しない。これに続いて、選手は移籍先クラブとの間に選手契約を結ぶが、契約の諸条件は原則として移籍元クラブとの契約条件と同じでなければならない。また、選手は移籍先クラブのA契約25名枠に含まれることとなる。

レンタル移籍期間が終了した場合、選手は自動的に移籍元クラブに再移籍する。ただし、レンタル移籍の延長や完全移籍に変更することも可能である(これらはいずれも3者の合意による)。完全移籍に移行する場合、移籍元クラブに契約延長の意思がある場合には移籍金が発生するが、これは通常の完全移籍より低い(年齢係数が半分になる)。また、移籍元クラブが契約を延長しない場合には移籍金が発生しない。

レンタル移籍期間における契約の解除については規定がなく、両クラブの事情などを勘案し3者間の交渉によって解除を決定することになる。

Jリーグでは1994年度からこの制度が導入された。適用第1号は当時ヴェルディ川崎(現東京ヴェルディ)に在籍していた菊原志郎選手で、浦和レッズに1年間の期限付きでレンタル移籍した。その後も多くの選手がレンタル移籍によって活躍の場を得ており、現在では移籍の手段として完全に定着している。

近年は海外のチームに移籍する選手(例:大久保嘉人セレッソ大阪→スペイン・マジョルカ、松井大輔 京都パープルサンガ→フランス・ルマン)が、移籍最初のシーズンは完全移籍ではなくレンタル契約で移籍し、実績を挙げて完全移籍に移行する事例も多くなりつつある。

3. 代理人

(1) サッカー選手の代理人

サッカー選手の代理人は FIFA(国際サッカー連盟)の定めによって、各国のサッカー協会の認定を得てその国で代理人として働くことができる。

例えば日本では Jリーグ規約によって代理業務を行えるのは弁護士、もしくは FIFA 公認代理人に限ると定められている。日本サッカー協会公認の代理人は 2007 年 4 月時点で 20 人いる。

公認を得るには

FIFA が定めた日に行われている筆記試験を通過すればエージェントの資格が得られる。試験はマークシート方式で、応募要綱は試験が近づくと日本サッカー協会のホームページで告知される。試験問題の 4 分の 3 は世界共通で、残りの 4 分の 1 が各国の協会が定める国別の問題である。

ただしこの試験を受けるためには受験資格が必要で、日本サッカー協会理事の推薦、または各都道府県サッカー協会会長の推薦、もしくは Jリーグクラブ社長の推薦が必要となる。現行制度で行われた初めての代理人試験は 2003 年 9 月に実施され、40 人が受験したが合格者は一人も出なかった。その後 2004 年 3 月に行われた試験では、34 人が受験し、合格者が 4 人で、これが初めての日本協会公認代理人となった。

(2) 代理人の仕事

代理人の仕事というと真っ先に思い浮かぶのが移籍交渉や契約更改交渉だろう。この二つは代理人の資格を持つ者でなければ請け負えない業務である。選手の要望だけでなく、選手のクラブへの貢献度を説得力のある資料を添えてクラブに伝えることが主である。しかし、それだけではない。

選手のために試合の DVD を編集したりする。その DVD をいろいろなクラブに送りアピールすることによって、複数の契約交渉の場をつくり、より良い条件と環境を契約する選手に提供することも代理人の仕事の一部である。

代理人にもいろいろなカラーがあり、移籍交渉と契約更改だけを請負い、他のことは選手の裁量に任せる人もいれば、個人マネジメントまで請け負う人もいる。また、契約選手が怪我を負い長期間戦線離脱することになった時などは、通常メンタルトレーナーが請け負うメンタル的なケアを行うこともある。

このように代理人は決して華やかな仕事ではなく、足繁くサッカースタジアムなどの現場に足を運び、人との繋がりを構築して仕事をする。選手は自分にあった代理人を求めている。

このような仕事で代理人は契約選手の年俸の 5~10%(FIFA の規定で最大 10%と決められている)を収入として得る。

(3)代理人問題

通常、プロサッカー選手などの代理人を行う際には国際サッカー連盟や各国サッカー協会の公認ライセンスを保有していなければならないが、中には公認ライセンスを所持していないのにも関わらずに代理人業を行う業者も多い。こういった業者は主に代理人について知識が乏しい若いアフリカ人選手などを標的としており、トラブルが後を絶たない。

4. 日本とアジア地域の選手の移籍

(1)「アジア枠」と韓国 K リーグのドラフト制度

J リーグは、AFC(アジアサッカー連盟)加盟国の選手 1 名を登録できるようにする、「アジア枠」を創設し、2009 年シーズンから運用している。

J リーグ外国籍選手枠は 3、「アジア枠」の 1 はこれとは別の枠として設けられ、3 人の外国籍選手と同時に試合に出場することができる。

J リーグは「アジア枠」創設の目的を大きく 3 点定めている。

1. ゲームレベルの向上。
2. アジア地域における新たな事業的可能性の拡大。
3. アジア地域を対象とした国際交流、貢献。

AFC 加盟国選手が増えれば、チーム内の競争が激しくなり、試合と選手のレベルアップが図れる。そして、国境を越えた交流が活発になれば、日本の選手がアジア各国に移籍し、プレーする機会が増えるかもしれない。

ACL(AFC チャンピオンズリーグ)もこの「アジア枠」を採用、中東諸国も肯定的な反応をみせたことで、国内リーグとのチーム編成上の都合の問題も解消された。

だが、韓国 K リーグ側はこの動きを歓迎しなかった。一方的に、選手が日本に流れていくのではないかと懸念したためである。そして、それは現実のものとなった。2009 年シーズン、J リーグのクラブに所属する韓国人選手は 27 人。その中に、韓国ではなく日本でプロとしてのキャリアをスタートさせた選手が数多く含まれている。しかも、この選手たちは、年代別代表に選ばれるなどの期待の若手だ。

この要因としては、J リーグのシステムや環境が K リーグのものよりも優れていること、観客の数が多く、モチベーションが高く保たれることなどがあげられるが、それよりも、K リーグ独自のルールであるドラフト制度に原因がある。

ドラフト制度の下では、好きなチームに入れたい。また、指名順位によって基本年俸の上限が決められている。1 位では 5000 万ウォン(約 330 万円)、6 位では 2000 万ウォン(130 万円)といった具合だ。

他にも、日本でキャリアをスタートさせながら韓国代表入りし、ヨーロッパ移籍を果たしたパク・チソン選手の成功も要因になっているようだ。サッカー選手の憧れである海外(ヨーロッパ)への移籍も、ドラフト制度に縛られては容易にできない。

(2)中東地域の進出

2003年、元アルゼンチン代表選手バティストゥータがカタールのアル・アラビへと移籍し、サッカーメディアはこのことを驚きをもって伝えた。欧州のトップクラブで活躍してきた選手が引退間際ということもあって金目当ての移籍だろうという揶揄も一部にはあるが、その後も幾人かの名選手がアラブのクラブに移籍して高給を得ている。

現在アラブ地域の幾つかの国では、原油枯渇後の経済について対策を進めており、観光産業などを発展させている。王族の娯楽というだけではなく、このような側面もあるようだ。

日本との関連

- ・2004年Jリーグ得点王エメルソン 2005年カタールのアル・サッドへ移籍
- ・2005年Jリーグ得点王アラウージョ 2007年カタールのアル・ガラファへ移籍
- ・2006年Jリーグ得点王マグノ・アウベス 2007年サウジアラビアのアル・イテハドへ移籍

エメルソンの移籍騒動

2005年6月初めに非公式にカタールのクラブ、アル・サッドにて強化部長を務めるアマドが渡日し、その後浦和に対してエメルソン獲得の正式オファーが出る。高い移籍金が設定され戦力として浦和で評価を受けていたが、アル・サッド側が移籍金を支払う事を決めた。交渉に伴って、浦和は6月20日にはエメルソンにアル・サッドとの移籍交渉を許可した。アル・サッドからは500万ドル（推定）の1年契約でオファーが出された。Jリーグ中断中に息子が入院していることを理由にブラジルに帰国していたが、再渡日・再合流も家庭を優先する形で引き伸ばしていた。結果的にリーグ再開後もチームに合流できなかったエメルソンは、800万ドル（推定）の移籍金を浦和に残して再び日本の地を踏むことなくアル・サッドへの移籍が決まった。

マグノ・アウベスの移籍騒動

2007年シーズンも序盤はエースストライカーとして活躍も、故障が重なり満足な成績を上げられずにいた。そんな中、11月21日から練習を無断欠席してサウジアラビアに渡り、サウジ・プレミアリーグのアル・イテハドと仮契約を結んでいたことが判明した。契約違反であるとして、同月23日付けで制裁金を課された上でガンバを解雇された。

ダヴィ・ジョゼ・シルバ・ド・ナシメント

2007年にブラジルのECヴィトーリアからJ2・コンサドーレ札幌に加入した。当初の契約は2007年7月31日までの期限付き移籍契約であった。活躍が認められシーズン終了

までの期限付き移籍契約延長を勝ち取り、チームを6年ぶりのJ1復帰へと導いた。

2008年からは前年の実績から札幌への完全移籍となった。シーズン途中の9月にはカタールのアル・サッドへの移籍話が持ち上がったが、契約が成立せず札幌に残留した。

2009年より、J1の名古屋グランパスへ移籍金約3億円で完全移籍した。1月にはギリシャのメディアで同国の強豪オリンピアコスへの移籍に関する報道もされた。7月9日、カタールのウム・サラルSCへの移籍がクラブ間で合し、7月22日に完全移籍が正式に決定した。

予想外の無給生活

2008年秋から、あるモロッコ人ブローカーとパラグアイサッカー協会公認代理人を通してアル・サッドへの移籍の話が出たが、実際にオファーは無く、話し合いだけに終わった。

2009年に入り、ウム・サラルからのオファーが届いた。

カタールのウム・サラルでの基本給100万ユーロ(約1億3300万円)、勝利給などをすべて含めると150万ユーロ(約2億円)の4年契約である。名古屋時代は月給2万ドル(約180万円)、合計50万ドル(約4500万円)だったので、移籍はプロとして当然の決断だった。

しかし、7月にウム・サラルと契約して以来、3ヶ月給料が振り込まれていない。カタールの場合、外国籍選手への給料はクラブではなくQNOC(オリンピック評議会)から支払われる。だが、QNOCにいくら問い合わせても「ボクラ、インシャーラー」(「明日です、神の思し召しのままに」という意味だが実際は何も起こらない。アラブ人の怠け癖を象徴する言葉)と言われるだけで何の進展もない。それでも、日本のブローカーには給料の10%の支払いを催促されている。滞納されているから支払えない。クラブとの交渉にあたった君のパートナーである、ドーハ在住のブローカーの力が必要だと言いつつ、早くしろの一点張りだ。他にもドーハのブローカー、ブラジルの代理人に対してそれぞれ給料の10%ずつ支払いを契約している。

無給生活はダヴィだけ？

ダヴィと同じくJリーグのクラブにかつて所属し、現在カタールリーグに所属する選手に元ガンバ大阪のマグノ・アウベス(現ウム・サラル所属)やアラウージョ(現アル・ガラファ所属)がいる。少なくとも彼らがお金に困っているという話はない。お金の話はデリケートなので、同じブラジル人の彼らにも相談することができないとダヴィは言う。QNOC(カタールオリンピック評議会)に顔が利くドーハ在住のブローカーが、給料を全額横領したのかもしれないと疑ってさえている。

Jリーグへの復帰を望むが

ダヴィは今すぐにもカタールを離れ、日本に戻りプレーすることを望んでいる。Jリーグのレベルは高い。観客の多い所でのプレーは楽しい。カタールの給料は高いが、あく

までも『提示額』であって、実際の『支払額』ではないことがその理由だ。

だが、日本に戻るには課題が多い。まず J リーグのクラブからオファーが来ること。信頼できる代理人を探すこと。そして、現所属クラブであるウム・サラルとの契約を解除すること。これが困難である。

今回の移籍金 500 万ドル(約 4 億 5000 万円)のうち、名古屋グランパス側に支払われたのは 300 万ドル(約 2 億 7000 万円)だ。残りは 2009 年 12 月までに 100 万ドル(約 9000 万円)、2010 年 7 月までに 100 万ドルが支払われることになっている。仮に、ダヴィがウム・サラルを早期に退団すれば、ウム・サラルは残りの支払いを拒否する可能性が高い。そうすると、ダヴィに名古屋グランパスへの 200 万ドル(約 1 億 8000 万円)の支払い義務が発生する可能性がある。そのうえ、円満に退団しないとカタールという国から出られない可能性すら出てくる。このため、交渉は慎重に慎重を重ねて行っていく必要がある。

5. ヨーロッパの移籍ルール大革命とその結果

(1) ボスマン判決(裁定もしくはルール)

ボスマン判決とは 1995 年 12 月に欧州司法裁判所が出された判決で、ヨーロッパ連合 (EU) に加盟する国 (2004 年 5 月 1 日現在で 25 カ国) の国籍を持つプロサッカー選手が以前所属したクラブとの契約を完了した場合、EU 域内の他クラブチームへの移籍を自由化(つまり契約が完了した後はクラブが選手の所有権を主張できない)したものである。また、EU 域内のクラブチームは、EU 加盟国籍を持つ選手を外国籍扱いにできないとされた。

ボスマン判決の由来となったジャン＝マルク・ボスマンはベルギーリーグ 2 部の RFC リエージュの選手であったが、1990 年同クラブとの 2 年契約が完了し、その後オファーのあったフランス 2 部リーグの USL ダンケルクに移籍しようとした。ところが RFC リエージュがこの移籍に難色を示しボスマンの所有権を主張して移籍を阻止しようとした。これに対してボスマンはクラブに対して所有権の放棄を求めてベルギー国内の裁判所に訴えた。この訴訟はボスマンの全面的な勝訴に終わった。ここまでであればボスマンと RFC リエージュだけの問題で終わっていたのだが、ボスマンは更にヨーロッパサッカー連盟 (UEFA) を相手取り、以下の二点を内容とする訴えを欧州司法裁判所に起こした。

1. クラブとの契約が完全に終了した選手の所有権を、クラブは主張できない(つまり契約が終了した時点で移籍が自由化される) 事の確認。

2. EU 域内であれば EU 加盟国籍所有者の就労は制限されないとした EU の労働規約を、プロサッカー選手にも適用するべきであること。

この訴訟は様々なプレッシャーを受けながらも、結局ボスマン側の勝訴に終わり上記二点の要求は完全に認められた。ボスマン自身にはサッカー選手としてのキャリアに華々しさは無いものの、ボスマンは、1990 年代後半以降のヨーロッパのサッカーシーンにおいて

最も有名なサッカー選手の一人となった。

ボスマン判決以降、クラブにとっては移籍金でビジネスを行う事は実質的に難しくなった。現在では5年や6年という長期間の契約を結んで、残った契約を買い取ってもらう方法で実質的な移籍金を得ている。逆に選手には、移籍のハードルを低くするために長期の契約を結ばない者もいる。

一方で、一部のビッグクラブはEU域内の選手保有が制限されなくなった事を受けて、EU内のビッグネームの選手をかき集める事も可能になった。ただし、こうした強化策が可能なのはごく一部のクラブに限られている。

2005年4月には、EUでの労働条件についてEU協約を結んでいる、EU域外諸国（ロシアなどの東ヨーロッパ諸国、およびイギリスやフランスの旧植民地であったアフリカ諸国の多くがこの協約を結んでいる）についても、ボスマン判決が適用される旨の判決が欧州司法裁判所で下された。

(2)ボスマン判決以後のアフリカ

EU 枠内選手か外国人選手か、これは移籍を含めクラブにとって大きな問題である。そんな中、スペインのクラブに朗報がもたらされた。2007年10月スペインフットボール連盟（RFEF）は、アフリカ人選手をEU 枠内選手と同じ登録にすることを決めた。

2000年にEUとアフリカ・カリブ海・太平洋諸国連合（ACP）との間で調印されたコトヌー協定がそれである。これはACP加盟国77カ国のヨーロッパで働く人々にEUビザを発行するというもので、RFEFはこの協定の条項に則り、リーグでプレーするアフリカ人選手をEU 枠内選手と同じ登録にすると決定した。これによって、クラブ側も選手側もより一層自由に移籍が可能になった。

(3)プレミアバブル

2003年頃からイングランド・プレミアリーグに所属する各クラブが外国人投資家に買収されるようになり、2007年時点ではリヴァプール（アメリカ人）、マンチェスターU.（アメリカ人）、チェルシー（ロシア人）といったビッグクラブやポーツマス（ロシア系フランス人）、マンチェスターC.（タイ人）などといった中堅クラブまでが外国人がオーナーのクラブとなっている。2007年9月時点で、プレミアリーグ所属20クラブ中8クラブを外国人がオーナー職を勤めている。

放映権も莫大である。2007年シーズンから3年間の海外向けテレビ放映権料として、総額1500億円の契約を結んでいる。国内向けのテレビ放映権料4065億円、インターネット、携帯電話での権料956億円と合わせると、6500億円という巨額となる。

イングランドでは放映権料はプレミアの各チームに成績に応じて分配される。2006~2007年シーズンの優勝チームには120億円、最下位でも64億円の分配が受けられることになる。

ちなみに2007年シーズン最下位のダービー・カウンティは最終結果で勝点「11」、得点「20」、失点「89」、得失点差「89」はすべてプレミアリーグが発足して以来のワースト記録となった。降格が決定したのは32試合目と史上最速だった。

このように一見華やかに見えるが、一部の資金の豊富なクラブによる名選手の独占やスタジアムのチケット価格の高騰など様々な問題も指摘されている。

(4)選手を盗んだ『窃盗罪』でチェルシーに重い処分

ガエル・カクタ、ポール・ボグバ、ジェレミー・エラン、いずれもプロデビュー前のテ

イーエンエイジャーで、それぞれ現在はチェルシー、マンチェスター・ユナイテッド、マンチェスター・シティの下部組織に在籍する。

しかし、もともとはフランスのクラブで育成された選手たちで、引き抜きに遭った RCランス、ル・アーブル、レンヌの各クラブは、自分たちが育てた選手たちが不当に奪われたとして FIFA に提訴した。2009 年 9 月、カクタをめぐるランスとチェルシーの係争に最初の判決が下された。

移籍問題を専門に取り扱う FIFA の調停機関、DRC はランス側の主張を全面的に認め、2007 年にチェルシーがランスからカクタを獲得する際に、フランスの権利規定に抵触したとしてチェルシーに重い処分を下した。

処分の内容は、2011 年 1 月まで、一切のリクルーティング行為を禁じるものである。つまりチェルシーは来年の冬と夏、2 度の移籍期間で国内外を問わず新戦力を獲得できないことになる。この処分と併せてチェルシーには、ランスに対する賠償金として 90 万ユーロ(約 1 億 2600 万円)の支払いが命じられた。

この判決を受けてチェルシー側は、ただちに CAS(スポーツ仲裁裁判所)に訴えを起こした。11 月 6 日、CAS は選手獲得禁止処分を一時凍結すると発表した。CAS がこの件の最終決定を下すまで、これらの処分は執行停止となる。

FIFA はカクタ自身にも 4 ヶ月の出場停止と 78 万ユーロ(約 1 億 1000 万円)の罰金の支払いを命じているが、こちらも同様に執行停止となっている。

結果がどう転ぶにせよ、FIFA が今回下した判決は、未成年者(ヨーロッパでは一般的に 18 歳以上を成人とみなす)の選手の移籍の在り方を根本から変えるだけのインパクトを持つ。場合によってはボスマン判決並のものになるかもしれない。

制裁に至るまでの経緯

ガエル・カクタは 8 歳の時にランスの下部組織に入団した。そして、13 歳になると、ANS と呼ばれる同意書にサインする(契約期間は 5 年)。これは、他のクラブから獲得の打診があっても応じないという同意書であり、育成段階にある若手はクラブとの間でこうした契約を交わすことが、フランスでは慣例化している。

なぜこのような措置が採られているかといえば、まだ人間的に未熟な若い選手が落ち着いた環境でフットボールに打ち込み、学業にも励めるようにとの配慮からだ。フランスでは同様の観点から、選手が成人(18 歳)するまではプロ契約を交わさないという不文律が存在する。ただし、クラブに実力を認められたものは 16 歳の誕生日を迎えると、小額ながらも一定の報酬が得られる、プロ研修生契約を結ぶことができる。

ところが、こうしたシステムや契約はフランス独自のものであり、他国では認知されていない。ここに大きな問題がある。育成されたクラブとプロ契約を結ぶ前に、国外のクラブに移籍できるという抜け道が存在する。その場合、獲得する側は 9 万ユーロ(約 1260 万円)の基本違約金と、育成されたクラブで過ごした年数分の追加違約金(1 年につき 1 万ユ

ーロ＝約 140 万円)さえ支払えばいいという取り決めになっている。

カクタのケースの場合、FIFA が定めるこの取り決めだけではなく、さらに状況が込み入っている。カクタは 16 歳の時に一方的に ANS を破棄した。勝手にロンドンへ行き、違約金なしにチェルシーと契約を結んだ。

さらにこれに、家族の問題が絡んでくる。ランスはカクタが退団する際に、チェルシーが彼の家族や取り巻きに 200 万ユーロ(約 2 億 8000 万円)の金をばら撒いたと主張している。

同様の訴えは、2009 年夏に 16 歳のポール・ポグバをマンチェスター・ユナイテッドに引き抜かれたル・アーブルからも上がっている。マンチェスター・ユナイテッドがポグバの両親に 20 万ユーロ(約 2800 万円)を渡し、息子を説得するよう言いくるめたと主張する。

ポグバは現在、月に 700 万ユーロ(約 9 万 8000 円)の給料を受け取っている。しかしこの額が 1 年後には、2 万ユーロ(約 280 万円)近くにまで膨れ上がるという。これは、ポグバが 18 歳になり、ル・アーブルがプロ契約の時の給料として約束していた額の約 5 倍だ。これだけの金をちらつかされれば、本人も親も冷静な判断ができなくなって当然だ。

(5)青田買いをする者と警鐘を鳴らす者

無秩序な青田買いの実情に警鐘を鳴らしてきたのが、UEFA(ヨーロッパサッカー連盟)会長のミシェル・プラティニだ。プラティニは、選手は自らの育ったクラブでデビューすべきだという理想を実現するべく行動してきた。そして、多くの政治家の支持を取り付けると共に、EU(ヨーロッパ連合)に対して、スポーツを EU 労働法の適用外とすることを初めとした規制案である。その目玉として、欧州内における 18 歳未満の選手の移籍を全面的に禁止するよう訴えた。

プレミア勢を初めとするクラブ関係者はカクタをめぐる FIFA の判決にもプラティニの意向が働いていると見ているが、真相がどうであれ、プラティニがこの問題に本気で取り組むつもりなのは間違いない。未成年者を保護したいという考えが根底にあり、大人たちは巨額の金が動くサッカー界の特殊性をわきまえて行動すべきと考えている。

これに反論するのがイングランド・プレミアリーグのアーセナル監督アーセン・ヴェンゲルだ。彼はプレミアリーグにおけるフランス人選手の青田買いの先鞭をつけた張本人であり、それによって優秀な成績を収めている。ヴェンゲルは、「音楽の才能に秀でた子を持った親は何を望むか。一般の学校ではなく優秀な音楽学校に入学させたいと願うだろう。それがなぜ、フットボールの世界では、優秀なクラブに行く道を閉ざされるのか。」と語っている。

こうした動きに対する反応は様々だ。監督を指導する機関のトップに立っているジェラルド・ウリエはプラティニを支持している。かつてリバプールの監督としてヴェンゲルと並び、青田買いを行っていた過去を持っている人物である。

フランスのクラブにしても二枚舌を使っている。10 代前半の選手を、セネガルなどのア

フリカ諸国からスカウトするときには、チェルシーやマンチェスター・ユナイテッドと同様の手口を使う。自らを被害者と主張するフランスのクラブもまた同じ穴のムジナである。

(6)日本人も青田買いの対象？

宮川類

1997年1月20日生まれ、山梨県・南アルプス市出身。2007年(当時10歳)、アトレチコ・マドリードの下部組織に入団した。ポジションはミッドフィルダーで、利き足は右である。叔父に高田修(元サッカー選手)がいる。

宮川類は6月23日から約1か月間のセレクション合宿に参加して、アトレチコ・マドリードU-12の仲間入りをした。6月のサマー・セレクションを受けた選手約250人のうち選出されたのはたった三人である。日本人は一人である。契約期間は5年間で、生活費、学費、食費など、一切の費用をクラブ側が持つという待遇になる。さらに、年に数回、家族が渡欧する際は交通費から滞在費まで負担してくれるという。また、プロ契約を結んだ際には契約金の一定割合をクラブに収める条項があり、5年以内に選手側から契約解除した場合の違約金も設定されている。

すでにスペイン人の代理人も付いており、10歳にして契約面の扱いはプロとしてのものだ。

6. ブラジルの悪質な移籍の手口 - ウルグアイアン・トライアングル

(1)ウルグアイアン・トライアングルができた経緯

ブラジルはパスを使った移籍

パスとは移籍金の決定権限である。

ペレ法(専属契約法)

ペレが提案した移籍に関する新しい法律である。2001年3月26日から施行された。ブラジルのプロサッカー選手のクラブとの契約や移籍などについて明記したものだ。これまでは、選手個人の保有権(パスと呼ばれるもの)を投資家(クラブ)が保有していた。パスを持つものが選手を専属契約で拘束し、移籍にも同意を必要としていた。人権の尊重がうたわれ、人身売買的なパスが廃止された。

ペレ法は選手を一般の労働者と同様に扱う。その上で、16歳からクラブとの契約が可能となり、契約期間を3か月から5年までと明確にした。若手選手を育成するクラブの權益を保護するため、期間内に選手の意向で契約を破棄し移籍する場合は、年俸の200倍までの補償金を要求できる。これにより、従来、田舎から選手を見つけ出し生活の面倒を見て一流選手に育て上げ有名クラブに売るという野望が失せ、結果的には個人選手の努力に負うことが多くなり、従来のような新人発掘がいかなくなるのではと懸念されてもいる。

(2)ウルグアイアン・トライアングル

フッキ

フッキの愛称で知られるブラジル人 FW ジバニウド・ビエイラ・ジ・ソウザは 2008 年 7 月 25 日、ウルグアイの CA レンティスタスからポルトガルの FC ポルトへ移籍した。移籍金は 550 万ユーロ(9 億 3000 万円)で、契約期間は 4 年。

ポルト移籍以前は東京ヴェルディに在籍していたはずだが、ウルグアイのクラブから移籍したことになる。

CA レンティスタス

ブラジル人代理人のジョアン・フィゲルやコンスタンチン・テオがブラジル人選手を移籍させる際に移籍金獲得・脱法のためにレンティスタスを使用することで知られている。最近では川崎フロンターレ所属のレナチーニョや元東京ヴェルディ所属のフッキの移籍の際に使われた。ちなみに彼らはレンティスタスに一時所属したことになるが実際にこのチームでプレーしたことはない。

これらは、ウルグアイでは移籍金に関する収入は非課税になっていることと大きく関係している。若手ブラジル人選手の保有権のみを買い取り、所有元のクラブにレンタル移籍させる。実績を積み重ねて、巨額のオファーが来たときに移籍させれば、本来課税されるはずの税金分だけ、レンティスタスと代理人には大きな利益がもたらされることになる。

ジョアン・フィゲルの錬金術

プラン A: まずフィゲルがウルグアイのクラブを経由して活躍が期待できる若いサッカー選手のパス(保有権)を完全もしくは 50% 買い取る。次にそのサッカー選手が所属しているクラブにレンタル移籍という形式で送り戻す。そして時が来たら巨額の移籍金でヨーロッパのクラブに販売する。つまりこの場合ブラジルのクラブはサッカー選手のショー・ウィンドウであり、販売している彼には非課税の恩恵により大きな利益がもたらされる。

プラン B: すでに移籍が決まっているサッカー選手を一度ウルグアイのクラブに移籍させ、ほぼ同時に 2 倍以上の金額でヨーロッパのクラブに移籍させる。このやりかたはウルグアイアン・トライアングルと呼ばれた。

7. 最後に

サッカーというスポーツは世界のたくさんの地域で楽しまれている。そのせいか、プロの世界は想像以上に金が動き、人間の欲の深さを表しているように見える。制度の網の目をくぐった移籍の手法はひどいものだ。

それをおいても、このサッカー界の制度はあらが目立つように思える。日本の移籍基準を国際基準に統一とはいっても、その実、ボスマン判決後のヨーロッパのルールこそが FIFA の定めるルールだ。その是非はともかく、FIFA がこのルールを世界中の国に守らせようとしているが、ブラジルのパス制度のようなローカルルールは依然として存在し、移籍の際に強い力を持っている。また一方ではフランスのローカルルールに基づいてイングランドのクラブが罰せられている。そこには明確な基準が無い。おそらく選手、代理人、クラブチーム、そして FIFA などサッカーに関わる組織の中の人間の利益私大でルールも動かされているのだろう。

ボスマン判決は EU の労働法が関係していることからわかるように世の中の国際化の影響を受けるのはサッカー界も同様であると考えられる。その中でいまだ制度に不備があるのも仕方が無いのかもしれない。

この自分の応援するサッカー界で各クラブの選手たちが、できるだけ不利益を被らない体制ができることが理想である。

参考書籍

- スタジオダンク(2006)『サッカーでメシが食えるか?』 ノースランド出版
スタジオダンク(2006)『サッカーでメシが食えるか?2』 ノースランド出版
(2009)『サッカーダイジェスト 7月7日号』 日本スポーツ企画出版社
(2009)『サッカーダイジェスト 11月3日号』 日本スポーツ企画出版社
(2009)『サッカーダイジェスト 12月1日号』 日本スポーツ企画出版社
(2009)『ワールドサッカーダイジェスト 11月5日号』 日本スポーツ企画出版社
(2008)『サッカー批評 41』 双葉社

参考 URL

http://www.jfa.or.jp/jfa/code/3_kanren/04.pdf 『プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について』

<http://soccerunderground.com/blog/> SOCCER UNDERGROUND

<http://www.amizade.jp/index.php> NPO 法人 スポーツクラブ アミザージ

<http://www.sobido.jp/spain/modules/top/index.php?id=4> 『スペイン留学館』

<http://jp.uefa.com/index.html> uefa.com

<http://www.wikipedia.org/> WIKIPEDIA